

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2022 年 9 月 12 日

大和ハウス工業株式会社

神山運輸株式会社

2022年9月12日

株式交換に関する事後開示書類

大阪市北区梅田三丁目3番5号
大和ハウス工業株式会社
代表取締役 芳井敬一

愛媛県大洲市白滝甲222番地
神山運輸株式会社
代表取締役 神山 吏

大和ハウス工業株式会社（以下「大和ハウス工業」といいます。）及び神山運輸株式会社（以下「神山運輸」といいます。）は、2022年8月9日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2022年9月12日を効力発生日として、大和ハウス工業を株式交換完全親会社とし神山運輸を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2022年9月12日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

（1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行った神山運輸の株主はおりませんでした。

（2）会社法第785条の規定による手続の経過

神山運輸は、会社法第785条第3項の規定に基づき、その株主に対し、2022年8月9日付で、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社である大和ハウス工業の商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第785条第1項の規定により株式買取請求を行った神山運輸の株主はおりませんでした。

（3）会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定による請求を行った大和ハウス工業の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による請求に係る手続の経過

大和ハウス工業は、会社法第 797 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 8 月 9 日付で、本株式交換をする旨、並びに株式交換完全子会社である神山運輸の商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。

なお、大和ハウス工業は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について同第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行ったため、同第 797 条第 1 項の規定による株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により大和ハウス工業に移転した神山運輸の株式の数は、106,000 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 神山運輸は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2022 年 8 月 24 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(2) 大和ハウス工業は、本株式交換に際して、神山運輸の株主に対し、その保有する神山運輸の普通株式 1 株につき大和ハウス工業の普通株式 28.15 株の割合をもって、大和ハウス工業の普通株式を割当交付いたしました。なお、大和ハウス工業が割当交付した大和ハウス工業の普通株式の合計は 2,983,900 株であり、大和ハウス工業が保有する自己株

式により充当しております。

- (3) 本株式交換に関しては、公正取引委員会より 2022 年 8 月 30 日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受けております。

以 上